

2021年
8月4日号

EUにおける「修理する権利(Right to repair)」について ～一部製品については本年春から製造者等にスペアパーツの提供等を義務付け 執筆者:窪田 三四郎

はじめに

EUでは、本年3月1日から、特定の電化製品について、いわゆる「修理する権利(right to repair)」に関する規則(regulation)が施行された。同規則は、家電の販売者に、一定期間、修理用のサービスパーツを保持・供給すること等を義務付けており、一部の製品については(罰則を伴う)具体的な規制も施行されている。このため、すでに日本の製造業等にも実務上の影響が及んでいる。

もっとも、「修理する権利」という概念は日本では馴染みが薄く、また、この「修理する権利」はEUでも現在進行形で議論が深められているところであり、まだ完全に規制の全体像が固まっているわけではない。そのため、日本企業には規制の内容やステータスを理解しにくい部分もあると思われる。

そこで、本稿では、「修理する権利」に関するEUでの現行規制の内容および議論の状況を紹介する。

1. 「修理する権利」に関する規制および議論の全体像

「修理する権利」という言葉は、EUの法令上明確に定義された用語ではない。一見、「消費者が、製造者等に対して、製品を(無償で)修理することを要求できる権利」のような印象を与え得るが、実際の内容は異なり、ひとことでいえば、消費者保護および環境保護の観点から、エンドユーザーが工業製品を修理しながらより長く使用できるような環境を整備することを目的とした諸々の法規制を指す言葉であるといえることができる。

そもそも、EUでは、消費者法上の規制として、消費者が製品を購入した時点で製品に問題が存在した場合に、購入後2年間は、消費者に対して修理等の対応を行うよう、製造者等に義務付けており¹、これも見方によっては消費者の「修理する権利」と言えなくもない。しかしながら、この修理等の義務は、あくまで消費者保護を目的とした規制であり、内容的にも、購入後2年間と期限が限られているほか、そもそも購入時に存在した不具合に対象が限定されている。

¹ 指令1999/44/EC(消費用動産売買および関連する保証の一定の側面に関する指令)3条3項および5条1項。当該指令において各EU加盟国には立法義務が課されている。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

他方で、EU では、上記のような製品保証とは別に、(購入時の不具合の有無にかかわらず)使用に伴い壊れたり傷んだ製品を修理することは、買い替えを先延ばしにして消費者の節約につながることも、廃棄物の発生や資源の使用を抑えることで環境にもメリットをもたらすことから、循環型経済(Circular Economy)を推進する上で重要なテーマと考えられている²。このような観点から、2017 年には、欧州議会において、欧州委員会による法規制を求める非拘束的決議³による勧告もなされた。

もっとも、工業製品の修理を促進するといっても、解決すべき課題には様々なものが含まれる(たとえば、修理用のスペアパーツの入手性や、製品自体の修理容易性・耐用年数、修理に関する情報の消費者への周知等)。また、製品のカテゴリーによっても修理の容易さやコストが異なる。そのため、様々な製品について一律に規制することは合理的ではない。

さらに、製造業者からすると、ビジネスモデルの転換やそれに伴い多大なコストが生じること等が考えられ、激しい抵抗が起きることも容易に想像される。欧州議会としても、費用対効果が高く、企業と消費者の双方に利益をもたらすものでなければ規制を実行することができないと述べている⁴。

そのため、修理する権利に関するあるべき法規制の姿については、2017 年の上記勧告以降、現在でも議論が続いている。現時点では、一部の製品については本年から具体的な規制が施行される(後記 2.)とともに、他の製品に関しても立法に向けた議論が進んでいる状況にある(後記 3.)ので、以下詳述する。

2. 2021 年春から施行されている規則の内容⁵

冷蔵庫・食器洗い機・洗濯機等の 6 製品については、2021 年 3 月(溶接装置のみ 1 月)に、指令(Directive)2009/125/EC⁶に基づき、それ自体で法的効力を有する規則(Regulation)が施行された。具体的な製品と対応する規則は、以下のとおりである⁷。

家庭用冷蔵庫(refrigerating appliances)	Regulation 2019/2019
電子ディスプレイ(electronic displays)	Regulation 2019/2021
家庭用食器洗い機(household dishwashers)	Regulation 2019/2022
家庭用洗濯機・洗濯乾燥機(household washing machines and household washer-dryers)	Regulation 2019/2023
商業用冷蔵庫(refrigerators with a direct sales function(=自動販売機等))	Regulation 2019/2024
溶接装置(welding equipment)	Regulation 2019/1784

同規則の主な内容は以下のとおりである。

- 製造者、輸入者、または認定代理人は、最後のユニットが EU 市場に投入されてから所定の期間、修理業者または/および消費者⁸が、所定のスペアパーツを入手できるようにしなければならない
 - ✓ 上記期間の長さは、製品グループや具体的なパーツにより異なる
 - ✓ たとえば、冷蔵庫の場合: 特定のスペアパーツ(専門の修理業者のみに提供し、一般のユーザー等のアクセスを制限できるもの)は 7 年、その他の特定のスペアパーツ(エンドユーザーまたは専門の修理業者に提供しなければならないもの)は 10 年
- スペアパーツは、注文から 15 営業日以内に配送しなければならない
- 製造者は、一般に入手可能な工具を用いて、機器に永久的な損傷を与えることなくスペアパーツを交換できることを保証し

² 欧州議会「Consumers and repair of products」1 頁参照([https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/640158/EPRS_BRI\(2019\)640158_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2019/640158/EPRS_BRI(2019)640158_EN.pdf))

³ 欧州議会による 2017 年 7 月 4 日の決議(https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-8-2017-0287_EN.html)

⁴ 欧州議会による 2020 年 11 月 25 日の決議 第 5 項(https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0318_EN.html)

⁵ なお、英国は、2020 年 12 月 31 日に EU 離脱に関する移行期間を終了し、完全に EU から離脱したが、「修理する権利」に関しては、2021 年 7 月から、EU の規則と同内容の規制を施行している。

⁶ EU では、環境への影響を踏まえた電化製品の仕様や表示の規制(「エコ・デザイン」規制と呼ばれる)について、指令 2009/125/EC が規制全体のフレームワークを定めている。

⁷ これら以外の製品も並列する報道記事等も存在するが、ここでは、後述の各州義務等が具体的に定められた製品のみを列挙している。

⁸ 「誰が」入手できるようにしなければならないかの範囲は、具体的なパーツの種類によって異なる。

なければならない

- スペアパーツのリストとその注文方法は、製造者、輸入者、または認定代理人が無料でアクセスできるウェブサイトに表示しなければならない
- 製造者、輸入者、または認定代理人は、登録された⁹修理業者に対して、修理およびメンテナンスに関する情報を提供しなければならない(有償でも可)

以上のとおり、製造業者は、製品の製造終了後も10年間に亘りスペアパーツを供給する必要があるだけでなく、その納期(15営業日)も規定されている。このため、EU市場に上記の製品を供給する日本のメーカーとしては、規制に従ったスペアパーツ供給体制を整備することが求められる。また、このような日本メーカーが現地代理店等を通じてEU市場で製品を販売している場合には、上記の納期規制も踏まえて、日本側と現地側のいずれがどれだけのスペアパーツを(在庫リスクを抱えながら)保持するか等の交渉が必要になることも考えられる。

なお、ここでは本稿の主題であるスペアパーツの提供に関連する規定のみを紹介しているが、上述の各規則には、スペアパーツの提供に関する規定以外にも、エネルギー効率や製品パッケージ等の情報表示等も詳細に規定されている点に留意が必要である。

3. 修理する権利に関する議論の状況

上述のとおり、修理する権利については、解決すべき課題や利害関係者が多岐に亘る中で、規制の実効性(とその背景にある市場への負担)を見据えた議論が継続しているが、その中でも、直近のメルクマールとしては、2020年11月25日の欧州議会による決議が挙げられる。以下では、その内容を簡単に紹介する。

2020年11月25日、欧州議会は、EU市場をより一層サステナブルなものとするべく、製品の再利用や修理を促進し、また、製品寿命を縮めるような行為に対処するための規制について賛成多数で可決した。この決議自体は、EU加盟国やその国民・企業を拘束する法令を制定するものではなく、欧州委員会に対して法令の制定を求めるものである。

修理する権利については、以下の内容を法令に落とし込むように求めている。

- 修理業者や消費者が修理・メンテナンスに関する情報に無料でアクセスできるようにする
- スペアパーツの標準化を促進する
- スペアパーツの保持や供給に関する上記2の規制を、他の製品に拡大する
- スペアパーツの価格を合理的な範囲なものとし、修理業者や消費者が入手できるようにする

また、修理する権利に直接は関係しないものの、関連する以下の内容も決議されている。

- 製品の耐用年数や修理可能性に関する情報を、わかりやすい方法で消費者に提供するとともに、ラベリング制度を確立する
- 製品の耐用年数と製品保証の期間を整合させることについて、消費者や企業への影響を評価・検討する
- 不公正な取引方法を規制する指令の対象行為に、製品寿命を意図的に短くしたり修理を不当に制約する行為を追加する
- デジタル機器については、セキュリティアップデートを製品の耐用年数まで継続することを義務付けたり、アップデートによる性能の意図的な低下を禁止する
- 中古品市場の拡大のために、メーカー保証の譲渡等の措置を検討する
- 共通の充電器システムを確立する

なお、決議では、EU域外から輸入される製品が、EU法上求められる製品の安全性やサステナビリティに関する要件を遵守しておらず、EU域内のメーカーとの間で公平な競争となっていないと指摘しており、税関検査や市場監視を強化することも求めている。

⁹ 修理業者の登録方法についても規則で詳細に規定されている。

以上の内容は、欧州議会による本年2月10日の循環型経済実現に向けた決議でも言及されており、同議会は、2021年中に法案を提出するよう、欧州委員会に求めている。

4. まとめ

EUにおける「修理する権利」に関し、上記3.に記載した内容が、今後数年のうちにすべて実際に法令(指令・規則)に反映されるか否かは現時点では明らかではない。

しかしながら、上記2.のとおり一部製品については既に具体的な規制が実現していることや、フランスの所謂 Anti-waste Law¹⁰のようにEU加盟国における独自規制の導入も進む等、修理する権利について世界的に注目が高まっていることを考えると、他の製品についても、同様かまたはそれ以上の規制が課される可能性は十分存在すると考えられる。

更に、上記3.のとおり、規制の実効性確保に当たってはEU域外からの輸入品に対する監視を厳格化する必要があるとの認識が示されていることも勘案すると、日本企業も、「修理する権利」について今後の立法の進展を慎重に見守る必要があると思われる。

以上



くぼた さんしろう
窪田 三四郎

西村あさひ法律事務所 弁護士
s.kubota@nishimura.com

2011年弁護士登録。2010年京都大学法科大学院、2020年King's College London卒業(LL.M. in European Law)。コーポレート・M&A、事業再生案件(法的整理・私的整理)、国内訴訟・国際仲裁をはじめ企業法務全般に幅広く携わるほか、英国およびEUにおける各種法制度について現地実務も踏まえたアドバイスを行っている。

¹⁰ 仏 Law no 2020-105。本法に基づき、製品について reparability index を付して修理の容易性を表示するとの規制が既に2021年1月より開始されている。